

土地区画整理審議会開催の報告

【第56回土地区画整理審議会】

開催日：平成27年6月25日

出席委員：15名

第1号議案の評価委員の選任については、2名の方の辞任に伴い、新たに2名の方が審議会の同意を得て評価委員となりました。

また、第2号議案の仮換地指定については、都市軸道路整備関連をはじめ、十余二花野井線整備関連、十余二地区の面整備関連など17箇所（約0.9ha）について仮換地指定を諮問し、承認されました。

【第57回土地区画整理審議会】

開催日：平成27年9月11日

出席委員：16名

第1号議案の仮換地指定については、正連寺地区の面整備関連をはじめ、国道16号沿い整備関連、赤坂台地区の面整備関連、十余二・若柴地区の面整備関連など21箇所（約1.3ha）について仮換地指定を諮問し、承認されました。

また、第2号議案の保留地の設定については、405街区1が保留地設定されました。

【第58回土地区画整理審議会】

開催日：平成27年12月21日

出席委員：17名

第1号議案の仮換地指定については、正連寺地区の面整備関連をはじめ、赤坂台地区の面整備関連、小学校南側の面整備関連など28箇所（約1.0ha）について仮換地指定を諮問し、承認されました。

第2号議案の保留地の設定については、144街区17、168街区10の2箇所が保留地設定されました。

第56回、57回、58回諮問箇所



柏北部中央地区

千葉県柏区画整理事務所



第48号

平成28年2月発行

区画整理だより

審議会委員の改選結果について

審議会委員選挙については、立候補者が定員数を超えなかったことから選挙は行わないこととなり、平成27年11月17日に土地の所有者15名の当選が決められました。また、県知事により学識経験を有する委員4名が選任されました。第4期となる審議会委員の任期は、平成27年12月5日から5年間となります。

また、借地権者の委員選挙については、立候補者がいなかったため、今後、補欠選挙を行います。借地権者の補欠選挙に関する詳細につきましては、以前にお配りした資料を御覧ください。なお、土地の所有者の方の選挙権・被選挙権はありませんのでご注意ください。

前審議会委員の皆様には、平成22年度から任期の5年の間において数多くの議案を審議して頂き、事業の推進を図ることができました。誠にありがとうございました。

新委員の方々(五十音順、敬称略)

【宅地所有者】

石塚 典生	石塚 豊	江原 政一	大関 孝一
大関 利男	大野 一郎	鏑木 博史	小林 和弘
長本 眞	増田 薫	増田 直晴	満田 喬
山口 英一	協栄工業株式会社	三井不動産株式会社	

【学識経験者】

内山 久雄	取違 暁男	藤井 さやか	綿谷 徹郎
-------	-------	--------	-------

会長及び会長代理の選出

平成27年12月21日に開催された第58回審議会において、会長及び会長代理が、以下のとおり選出されました。

会長	江原 政一	会長代理	内山 久雄
----	-------	------	-------

江原政一会長御挨拶

このたび会長に選任されました江原政一でございます。私は審議会委員として2期目となりますが、会長を仰せつかり、大変身が引き締まる思いです。

さて、その昔ゴルフ場だった柏の葉キャンパス駅周辺が、今、このようににぎわいを見せているのには、驚かされる思いがいたします。しかしながら、これから工事に入る箇所もたくさん見受けられますので、施行者である千葉県に少しでも早く事業を進めていただくようお願いしていきたく思います。

今後とも、地区全体の事業が進むよう、皆様の御協力を得ながら、務めさせて頂きますので、どうぞよろしくお願いたします。

お問い合わせ先

《 千葉県 柏区画整理事務所 》

〒277-0871 柏市若柴160-1

管理移転課 04-7134-1211 (移転補償等)

換地課 04-7134-1247 (換地、建築に係る76条申請、区画整理だより等)

工務課 04-7134-1294 (宅地造成、道路整備、調整池工事等)

F A X 04-7134-1299

第5回事業計画変更について

柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業の事業計画について、国土交通大臣の認可を受け、平成27年11月20日に変更しました。

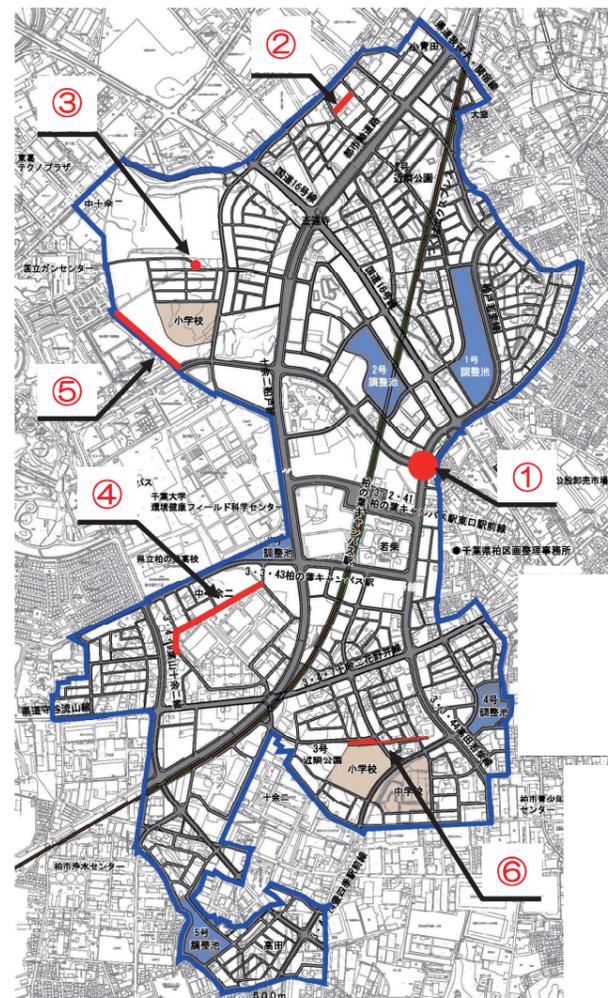
それに先立ちまして、平成27年8月28・29日に説明会を実施し、多数の方の御出席を頂きました。(2日間合計64名)

また、平成27年9月1日から14日までの2週間、事業計画書等の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。



変更内容

変更箇所図



変更内容

- ①丁字交差点を十字交差点に変更
- ②道路線形の変更
- ③道路線形の変更
- ④道路線形の変更
- ⑤道路線形の変更
- ⑥特殊道路を緑地に変更

宅内建柱の御協力のお願い

柏北部中央地区では、安全性・景観への配慮から、各家庭や事業所などに電力や電話などを供給するために必要な電柱を宅地内に設置する計画をしております。

電柱を宅地内に設置することにより「安全で住みよいまちづくり」が可能になりますので、皆様のご理解・御協力をよろしくお願いいたします。

電柱が路上に設置されると……

- ・電柱による死角が飛び出し事故の原因となる。
- ・電柱により道幅が狭められ、歩行者や自転車だけでなく、ベビーカーや車いすの交通の妨げになる。



路上に設置

宅地内に電柱を設置すると



電柱を宅地内に設置することの効果……

- ・道路での視野が広がり、歩行者や自転車などの通行がより安全になる。
- ・電柱への違法広告などが制御され、まちの美観が図れる。



宅地内に設置

【電柱設置の流れ】

皆様の宅地整備に併せて、NTT東日本(株)や東京電力(株)から具体的な宅内建柱の協議に伺いますので、ご協力をお願いいたします。

換地課からのお願い

1. 権利が変動した場合はお知らせください

当該土地区画整理事業施行地区内で、売買や贈与等により土地や建物の所有権移転があった場合、所有権移転登記を行った後、出来るだけ早くお知らせください。届出用紙は、当事務所に用意してあります。

2. 建築行為等を行う場合はご相談ください

土地区画整理事業施行地区内では、事業が完了するまでの間(換地処分の公告の日まで)事業の障害となるおそれがある次の①～③に該当する建築行為等を行う時は、**土地区画整理事業法第76条**の許可が必要となります。事前に当事務所にお越しいただき、許可申請内容等について、事前相談を行っていただくようお願いいたします。

- ①建築物、その他の工作物の新築、改築及び増築
- ②土地の形質の変更(切土、盛土、土砂・瓦礫等の搬入たい積等)
- ③移転が容易でない物件(重量が5t超)の設置またはたい積

なお、事前相談の後、柏市北部整備課へ許可申請書を提出してください。